大国指記　３

第　　　　　号

年　　月　　日

　文化庁長官　殿

〔管理団体又は管理責任者〕

〔種別〕〔指定名称〕の現状変更（〔現状変更の内容〕）の許可申請書

の提出についての意見書

　文化財保護法（昭和２５年法律２１４号）第１２５条第１項の規定により、〔種別〕〔指定名称〕の現状変更許可申請を〔申請者〕が行うことについて下記の通り意見を付します。

記

【文化財の国庫補助事業に関連する手続きの場合】

・当該現状変更等許可申請に係る国庫補助事業名及び交付決定日（決定していない場合は

　交付決定の予定日（または交付申請時期の見込み））並びに現状変更等に係る手続きが

適切に行われる旨を記載すること